

意見書案第 8 号

平成 29 年 9 月 8 日提出

提出者 松山市議会議員 清 水 宣 郎
大 塚 啓 史
岡 雄 也
吉 富 健 一
松 本 博 和
角 田 敏 郎
渡 部 克 彦
若 江 進
猪 野 由 紀 久
丹 生 谷 利 和
森 岡 功
宇 野 浩

平成 29 年 9 月 8 日 原案可決

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書について

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書を次のとおり提出する。

記

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書

道路は、地域住民が快適で、また、安全・安心に暮らし続けることのできる社会の実現のために必要な基礎的インフラである。

しかしながら、本市では、市内中心部で発生している慢性的な交通渋滞により、松山インターチェンジから人・物流の拠点である松山空港や松山観光港までの交通の便が悪く、

さらには、災害時の緊急輸送路の確保、緊急車両の円滑な走行など、安全・安心な地域社会を実現していく上で、大きな障害となっている。

また、本市の郊外では、依然、自動車は生活の足そのものであり、住民は移動や暮らしを支える手段として、企業は物流の手段として、幹線道路の整備を待ち望んでいる。

そうしたことから、本市では、交通渋滞の改善だけでなく、地域の活性化や交流人口の拡大のほか、観光等の地域経済にも好循環をもたらす効果が期待できる松山外環状道路をはじめとする幹線道路の整備を強く要望しているところである。

このような中、国では「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等のかさ上げを実施し、道路整備に対し格別の配慮がなされている。

しかしながら、かさ上げは平成29年度までの時限措置であり、来年度以降の補助率等の実質的な低減は、迅速かつ着実な道路整備の停滞を招き、地方自治体が全力を挙げて取り組んでいる地方創生の実現にも大きな影響を与えることが懸念される場所である。

よって、国においては、本市の道路整備を引き続き強力に推進するため、道路関係予算全体の拡大はもとより、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、来年度以降も現行制度を継続するとともに、必要な道路整備の推進が図られるよう、さらなる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣